

別紙

<算出方法>

VBL施設に設置されている個別メーターにより使用量を測定し、財務部財務管理課調達係長通知「角間団地私用光熱水料単価について」における電気料金単価を乗じて使用料を算出する。ただし個別メーターの測定範囲が、複数の部屋や共有スペース（廊下、便所）に及ぶ場合は、測定範囲の使用料から共有スペースの電気料を除いた額を、対象となる各部屋の面積で按分する。

<徴収方法>

四半期毎の予算振替によるものとする。ただし第4四半期分については、第3四半期までの使用料金の平均値とし、実費との過不足が生じる場合でも清算は行わない。

※参考 平成30年度第2四半期分（7月～9月分）の算出額

部屋番号	面積（㎡）	電気使用料（円）
304	33	19,366
305	14	8,216
401	30	6,926
402	39	9,302
403	48	5,215
405	59	60,450
406	35	17,304
407	46	9,810
408	37	7,890
501	30	8,681
502(503, 504, 505)	21	3,760
506	78	50,171
507(508, 509)	84	64,872
510 北	38	10,996
510 南	33.7	9,752

注1) 共有で使用している部屋については、記載の電気使用料を各使用者の使用スペースで面積按分した額を各自負担する。ただし共有使用の場合でも、他の共有者がいない部屋については、部屋全体の電気使用料金を当該使用者が負担する。